（改正前地共済法による年金である給付の届出等）

**第二十七条**　平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為については、地方公務員等共済組合法施行規程等の一部を改正する命令（平成二十七年内閣府・総務省・文部科学省令第二号）による改正前の地方公務員等共済組合法施行規程（以下「改正前施行規程」という。）第百一条、第百一条の三、第四章第三節（第百二十一条、第百二十一条の三から第百二十三条まで、第百二十八条、第百二十八条の四から第百二十九条まで、第百三十二条、第百三十三条、第百三十四条第一項及び第二項、第百三十七条、第百三十九条、第百四十三条、第百四十九条、第百五十五条第二項、第百六十条の二から第百六十条の四まで並びに第百六十二条の二から第百六十二条の十一までを除く。）及び第百六十五条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前施行規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 改正前施行規程第百三十条の二第一項第六号 | 法第九十二条第四項において準用する法第八十一条第七項に規定する退職共済年金若しくは障害共済年金又は令第二十五条の六に規定する年金である給付 | 厚生年金保険法施行令第三条の七に規定する年金である給付 |
| | 並びに当該年金の年金証書の記号及び番号 | 、当該年金の年金証書の記号及び番号並びに個人番号又は基礎年金番号 |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |

**別紙様式第21号の２**

［図　略］

１　この申請書には、70歳以上の組合員及び被扶養者（後期高齢者医療の被保険者となつたことにより被扶養者でなくなつた者がいる場合には、その者を含む。）に係る事項についてのみ記入すること。

［２・３　略］

［備考　略］

**別紙様式第38号**

（表）

［図　略］

［備考　略］

（裏）

| | |
|---|---|
| 地方公務員等共済組合法（抄） | ［２　略］ |
| 第144条の28　［略］ | ３　主務大臣は、第百四十四条の二十四の二第五項及び第六項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必 |

（改正前地共済法による年金である給付の届出等）

**第二十七条**　［同上］

| | | |
|---|---|---|
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 改正前施行規程第百三十条の二第一項第六号 | 並びに当該年金の年金証書の記号及び番号 | 、当該年金の年金証書の記号及び番号並びに個人番号又は基礎年金番号 |
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |

**別紙様式第21号の２**

［図　同左］

１　この申請書には、70歳以上の組合員及び被扶養者（後期高齢者医療の被保険者となつたことにより被扶養者でなくなつたことにより被扶養者でなくなつた者がいる場合には、その者を含む。）に係る事項についてのみ記入すること。

［２・３　同左］

［備考　同左］

**別紙様式第38号**

（表）

［図　同左］

［備考　同左］

（裏）

| | |
|---|---|
| ［同左］ | ［２　同左］ |
| 第144条の28　［同左］ | ［新設］ |